



平成 28 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 カルソニックカンセイ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 森谷 弘史  
(コード：7248、東証第 1 部)  
問合せ先 グローバルファイナンス本部  
財務戦略企画グループ部長 秋山 豊彦  
TEL. (048) 660-2111

### 臨時株主総会付議議案（「定款の一部変更」）の変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 9 日開催の取締役会において、定款の一部変更、並びに資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少について平成 29 年 1 月 25 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、平成 28 年 12 月 9 日付「定款の一部変更、並びに資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少に関するお知らせ」（以下「12 月 9 日付プレスリリース」といいます。）においてその旨公表いたしました。本日開催の取締役会において、上記付議議案のうち 12 月 9 日付プレスリリース「I. 定款の一部変更」記載の議案を撤回し、下記の「I. 定款の一部変更」記載の議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。今回の付議議案の変更は、定款変更の目的との関係をより明確化するため、定款変更の内容をより限定するものであり、定款変更の目的を実質的に変更するものではありません。

本臨時株主総会に上程される予定の議案は、下記の「I. 定款の一部変更」記載の議案、並びに 12 月 9 日付プレスリリース「II. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少」記載の議案となります。

#### 記

本日開催の取締役会において決議した、変更後の定款の一部変更議案の内容は以下のとおりです。

#### I. 定款の一部変更

##### 1. 定款変更の目的

当社は、平成 28 年 11 月 22 日付「CK ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、CK ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、公開買付者からの提案を踏まえて、本公開買付けの開始日（以下「本公開買付開始日」といいます。）よりも前の日を基準日として設定した上で、本公開買付けの成立を条件として、剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）を行うことを予定しております。

公開買付者は、平成 29 年 2 月下旬には本公開買付けの開始を目指しているとのことですが、本日時点においては、本公開買付開始日は確定しておりません。また、本日時点においては、本特別配当における 1 株当たりの配当金額は 570 円程度（但し、570 円を上限額とします。）を予定しておりま

すが、最終的な配当金額は、12月9日付プレスリリース「II. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少」記載の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の手續、当社の臨時決算（平成28年12月31日を臨時決算日とする臨時計算書類の作成・承認）の手續その他配当可能額の算定・確認等を踏まえて確定することとなります。

上記のとおり、本特別配当の実施時期及び本特別配当における1株当たりの配当金額を最終的に確定することができないため、本特別配当の実施時期及び本特別配当における1株当たりの配当金額について柔軟かつ機動的に決定することができるよう、剰余金の配当の決定を一時的に当社取締役会においても可能とするため、会社法第459条第1項に基づき、平成29年9月29日までの日を基準日と定めて剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当の決定を当社の取締役会においても可能とする定款の規定を追加するものです（変更案第37条の2）。

なお、当社は、平成28年11月22日開催の取締役会において、平成29年3月期末の剰余金の配当を行わない旨を決議しておりますが、本議案が承認可決された場合でも、株主総会の決議により剰余金の配当の決定を行うことは排除されません。また、本議案に基づく剰余金の配当の決定に関する当社取締役会の権限は、一定の期間・場合に限定されておりますので、万一、本取引（公開買付者による、当社の普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより当社を完全子会社化することを目的とする一連の取引をいい、以下同じとします。）が予定どおり実行されず、当社の完全子会社化が実行されなかった場合には、平成30年3月期末以降の剰余金の配当については、本議案に係る定款変更前と同様に、株主総会の決議によってのみ決定できることとなります。

このように、本議案に係る定款変更は、本取引の円滑な実行のために必要最小限の範囲に限定されており、当社取締役会の権限を不合理に拡大するものではございませんので、株主の皆様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(剰余金の配当の決定機関)</u> <u>第37条の2 当社は、平成29年9月29日までの日を基準日と定めて剰余金の配当をする場合には、会社法第459条第1項第4号に定める剰余金の配当に関する事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>

## 3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成29年1月25日  
 定款変更の効力発生日 平成29年1月25日

以上